

一部の申請手数料について、新たに納付方法を追加します（令和5年4月～）

令和5年4月以降、以下の申請手順の手数料の納付方法について、従来の窓口納付に加え、「Web事前登録コンビニ納付」による方法を追加します。

【対象となる手続】

建設業許可（証明書含む）、経営事項審査、解体工事業登録及び浄化槽工事業登録に係る手続

【納付方法】 令和5年4月～

○（既存）窓口納付

→本庁及び各広域振興局等の支払窓口にて納付（納付済証を申請書を貼付）

※詳細については、[こちら](#)

○（追加）Web事前登録コンビニ納付

→申請書提出前にWeb上で申請者情報を入力しA支払用番号とB申請書用番号を取得し、
A支払用番号によりコンビニにて納付。各申請書にB申請書用番号を記載し提出。

※詳細については、以下のとおり

【Web事前登録コンビニ納付について】

1 手順

①指導検査課HPにて、申請手続及び手数料ごとに設定された登録用サイトへのURLをコピーの上、検索（[こちら](#)から）

②登録用サイト上で必要事項を登録し、A支払用番号とB申請書用番号を取得

③B申請書用番号を申請書（手数料貼り付け書）に記載し、各土木事務所等に提出

④各土木事務所等にて受付前審査を行い、受付可能であれば、申請者に対し納付を指示

⑤ A支払用番号により最寄りのコンビニにて手数料を納付（現金のみ） 【コンビニ取扱手数料】

※支払い可能なコンビニ：セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマート
※納付の際、コンビニ取扱手数料がかかります（右記のとおり）

⑥各土木事務所等にて納付を確認し、申請を受付（受付印を押印）

申請手数料	コンビニ取扱手数料
1万円未満	198円
1万円以上 3万円未満	253円
3万円以上 5万円未満	319円
5万円以上 15万円未満	550円
15万円以上 30万円未満	627円

2 注意事項

○B申請書用番号はアルファベットのCから始まる9桁の数字です。
A支払用番号と間違いないようご注意ください。

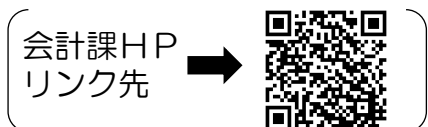
（申請書用番号例）

C	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○（手順④⑤について）受付前審査に先立って納付することは妨げません。ただし、納付後に取下げや不受理等となった場合に手数料の還付はできませんので、ご注意ください。

○各申請の際に、納付方法を選択し、各手数料貼り付け書（解体及び浄化槽工事業登録の場合は申請書一枚目）に、選択した納付方法を記載してください。
なお、「Web事前登録コンビニ納付」を選択した場合は、必ずB申請書用番号を併せて記入してください。

○納付方法の詳細については、京都府会計課HPをご確認ください。



【記載例】

手数料貼り付け書	
納付済証	
○ Web事前登録	
申請書用番号 C 1 2 3 4 5 6 7 8 9	

問い合わせ先

京都府建設交通部指導検査課建設業係
(075-414-5222)